

医師法第21条と東京都立広尾病院事件最高裁判決

中央区・清滝支部 小田原良治
(小田原病院)

東京都立広尾病院事件裁判第1審の東京地裁判決は、控訴審の東京高裁で破棄された。医師法第21条を理解するためには、東京都立広尾病院事件最高裁判決と東京高裁判決を一体として理解することが不可欠である。東京高裁判決を念頭に東京都立広尾病院事件最高裁判決を紹介したい。

東京都立広尾病院事件最高裁判決

【判示事項】

1. 医師法第21条にいう死体の「検案」の意義
2. 死体を検案して異状を認めた医師がその死因等につき診療行為における業務上過失致死等の罪責を問われる恐れがある場合の医師法第21条の届出義務と憲法第38条1項

【判決要旨】

1. 医師法第21条にいう死体の「検案」とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査することをいい、当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問わない。
2. 死体を検案して異状を認めた医師は、自己がその死因等につき診療行為における業務上過失致死等の罪責を問われるおそれがある場合にも、医師法第21条の届出義務を負うとすることは、憲法第38条1項に違反しない。

【判決理由】

1. 【要旨1】医師法第21条にいう死体の「検案」とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査することをいい、当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問ないと解するのが相当であり、これと同旨の原判断は正当として是認できる。

2. (医師法第21条の) 届出義務は、警察官が犯罪捜査の端緒を得ることを容易にするほか、場合によっては、警察官が緊急に被害の拡大防止措置を講ずるなどして社会防衛を図ることを可能にするという役割をも担った行政手続上の義務と解される。そして、異状死体は、人の死亡を伴う重い犯罪にかかる可能性があるものであるから、上記のいずれの役割においても本件届出義務の公益上の必要性は高いというべきである。他方、憲法第38条1項の法意は、何人も自己が刑事上の責任を問われるおそれのある事項について供述を強要されないことを保障したものと解されるところ、本件届出義務は、医師が、死体を検案して死因等に異状があると認めたときは、そのことを警察署に届け出るものであって、これにより、届出人と死体とのかかわり等、犯罪行為を構成する事項の供述までも強制されるものではない。また、医師免許は、人の生命を直接左右する診療行為を行う資格を付与するとともに、それに伴う社会的責務を課するものである。このような本件届出義務の性質、内容・程度及び医師という資格の特質と、本件届出義務に関する前記のような公益上の高度の必要性に照らすと、医師が、同義務の履行により、捜査機関に対し自己の犯罪が発覚する端緒を与えることにもなり得るなどの点で、一定の不利益を負う可能性があっても、それは、医師免許に付随する合理的根拠のある負担として許容されるものというべきである。

以上によれば、【要旨2】死体を検案して異状を認めた医師は、自己がその死因等に

つき診療行為における業務上過失致死等の罪責を問われるおそれがある場合にも、本件届出義務を負うとすることは、憲法第38条1項に違反するものではないと解するのが相当である。

最高裁判決の意味

本判決の原審は東京高裁判決である。最高裁は東京高裁判決を容認し、上告を棄却した。最高裁判決を理解するためには、東京高裁判決を知らなければならない。両者は一体として考えるべきである。東京高裁は医師法違反部分で東京地裁判決を破棄、自判している。このように考えると、東京地裁判決のどの部分が東京高裁と見解を異にし、破棄に至ったのかが重要である。東京高裁は論点を明瞭に示した。それを踏まえて最高裁は東京高裁判決を支持したのである。

最高裁は、【要旨1】部分で、「医師法第21条にいう死体の「検案」とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査することをいい、当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問わないと解するのが相当であり、これと同旨の原判断は正当としては認できる。」と述べている。この部分は東京高裁判決と同じという意味である。医師法第21条について、東京高裁は判決文で、「医師が死体を検案して異状があると認めたと認定できるかが問題である」と問題点を明確にした上で、事実認定に先立ち、争点となつた『検案』の意義について見解を示している。東京高裁は、「医師法第21条にいう死体の『検案』とは、医師が、死亡した者が診療中の患者であったか否かを問わず、死因を判定するためにその死体の外表を検査すること」と定義しており、最高裁判決の【要旨1】部分と同一内容である。

【要旨1】部分が判決の根幹

「医師法第21条にいう死体の『検案』とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査することをいい、当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問わないと」。この部分が最高裁判決の根幹であり、東京高裁判決を容認したものである。東京高裁は、事実認定の前提として、「医師法第21条にいう死体の『検案』とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査すること」と明示した。東京高裁は、医師法第21条に言う死体の『検案』とは、死体の外表を検査することであり、異状とは「外表異状」であるとし、これは当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問わないとしたのである。これは、従来言われていたように、先ず死亡診断書か死体検案書かを考える必要はなく、死亡診断書を交付する場合、死体検案書を交付する場合に關係なく、死因を調べるため、死体の『検案』（外表の検査）をして、「外表異状」という客觀的異状が認められると認定できる場合は届出義務が発生するとしたものである。

確かに、最高裁判決は、【要旨2】部分で、「死体を検案して異状を認めた医師は、自己がその死因等につき診療行為における業務上過失致死等の罪責を問われるおそれがある場合にも、本件届出義務を負うとすることは、憲法第38条1項に違反するものではないと解するのが相当である。」と述べている。しかし、【要旨2】部分は、【要旨1】部分を前提としての見解である。言い換えれば、「医師法第21条にいう死体の『検案』とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査すること」であり、それは、「当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かに關係はない」。そのように考えるならば、医師法第21条は、ただ単に、死体の外表を検査して異状があったことのみの届出であり、死体と

のかかわりについての不利益な供述を強制するものではないので、自己負罪拒否特権に抵触することもなく、何ら「憲法違反規定ではない」という判決であろう。

まとめ

原審である東京高裁判決をしっかりと検討した上で、最高裁判決を読むと、主たる部分は【要旨1】部分であることが分かる。医師法第21条の届出は「外表異状」によることを明示したものである。【要旨2】部分は、【要旨1】部分の解釈を前提とすれば、「所轄警察署への届出は、死体を検案して異状があった場合に届出」のみの規定であり、「届出人と死体とのかかわり等を届出」る規定ではないので、「医師法第21条の規定は、憲法第38条1項に違反するものではない」と述べ、合憲限定解釈することにより、憲法違反を回避したものであろう。東京都立広尾病院事件判決は、医師法第21条に関して、「外表異状」により判断すべきことを示している。